

北海道告示第10580-21号

北海道が平成29年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成29年 7月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

(総合政策部所管分その7)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補 助 事 業 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提 出先	補助金等の交 付に関する権 限の委任	摘 要
道南いさりび鉄道株式会社経 営安定化事業  北海道新幹線新青森・新函館 北斗間の開業に伴い、北海道旅 客鉄道株式会社から経営分離さ れた道南いさりび鉄道線（五稜 郭・木古内間）について、円滑 な鉄道事業の実施と安定的な経 営を図るために要する経費に対 し、予算の範囲内で補助する。	道南いさりび鉄道株式 会社	鉄道事業会計規則（昭和6 2年運輸省令第7号）別表第 一による収益から費用を控除 した額	10分の8以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 （総政第31号様 式） 別に指示する書 類	—	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提 出 先 総合政策 部交通政 策局交通 企画課	—	実績報告は 要しない。